

令和5年度

認可保育所等の整備計画に係る募集について（募集
要項）

旭 川 市

（令和4年 月）

1 認可保育所等整備計画募集の概要

旭川市が令和5年度に実施する施設整備の補助事業を活用して、既存の保育所及び認定こども園（以下「保育所等」という。）の老朽化施設における改築（一部含む）を希望する整備事業者を募集するので、整備を計画する法人は、本事前協議要項の内容を十分確認し、保育所等整備に係る事前協議書（以下「事前協議書」という。）を提出すること。

また、事前協議書を提出した事業者は、認可保育所等整備計画書（以下「整備計画書」という。）を改めて提出することとなり、旭川市は当該整備計画書を基に予算措置を行うこととする。

2 対象となる整備区分

整備区分	整備内容
改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。

3 保育所等整備事業の目的

これまでの施設整備において、旭川市の長年に渡る大きな課題であった4月1日時点待機児童の問題は一定程度解消されたが、老朽度の基準を下回る保育所等は未だ存在している。また、ゆとりある保育室等の整備や、地域のための子育て支援専用室の設置等を一層促進し、保育環境の改善と向上を図る必要もある。

以上のことから、引き続き老朽化改善のほか、多様化する保育ニーズに対応した保育環境の改善や質の向上を目的とした整備を主眼に補助事業を実施していくこととする。

4 設置者の申込資格

旭川市内で令和4年3月31日時点において、保育所等を設置・運営している社会福祉法人、学校法人又は公益財団法人であって、「6 整備及び施設要件」の条件を満たすものであること。

また、本補助金の応募者は、利用定員の維持や弾力化運用によって、本市の子ども・子育てプランの進捗や待機児童対策について、現に協力していると認められる者

であり、今後も本市がやむを得ないと認める場合を除き、協力することを確約する者であること。

5 募集要件について（令和6年4月1日までに新園舎供用開始予定）

次の条件に該当すること。

（1）老朽化整備

老朽民間児童福祉施設等の整備について（平成20年6月12日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。）に定めるところにより行われた老朽度調査（以下「老朽度調査」という。）により、木造にあつては5,500点以下、それ以外の構造にあつては現存率が70%以下であるとの調査結果が出ており、施設を全面的又は一部改築する整備計画であること。なお、老朽度調査については整備計画書提出期限までに結果が出ていること。

6 整備及び施設要件

（1）幼稚園（機能）部分についての補助制度について

幼稚園（機能）部分に係る補助（認定こども園施設整備交付金）については、既に認定こども園である施設の整備のみ補助の対象とするが、国、市等の予算措置の状況によっては、補助を行わない場合もあるため、慎重に判断すること。

（2）行政による監査指導結果について、次のいずれかに該当すること。

ア 行政処分がない。

イ 文書指導事項はあるが、現在は改善されている。

（3）仮設施設を要する整備については、仮設用地の確保の見込があること。

（4）施設整備を行うことによって、保育環境の改善・向上につなげること。

（5）認定こども園整備の際は、教育部分（1号部分）と保育部分（2・3号）の面積を、所定する様式で明確にできること。

（6）令和6年4月1日から新園舎の供用を開始できること。

7 整備計画に係る留意事項等

整備を計画する際には、次の事項について確認し、遵守（順守）することと。

このうち、既存施設を活用する整備計画においては、コからテについて努力目標とすること。

なお、整備後、留意事項に違反する事項が判明した場合は、補助金の返還を求めることがある。

ア 建築基準法，児童福祉法，都市計画法，消防法，景観法及びそれらの関連法令の定めるところに従うこと。

イ 計画する施設に応じて、「旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」及び「旭川市私立保育所設置認可等要綱」，「旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営の基準に関する条例」及び「旭川市幼保連携型認定こども園設置認可等要綱」並びに「旭川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例」，「旭川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等要綱」等の定めに従うこと。

ウ 乳児室，ほふく室，保育室及び遊戯室について，基準上必要な面積とは「有効内法面積」（以下「有効面積」という。）とする。なお，有効面積とは「内法面積から造付け・固定造作物（児童が活用できない面積）を除いた面積」である。

エ 必ず全施設，調理室を設け，全年齢に対し，自園調理により給食を提供すること。

オ 調理設備・調乳設備の構造等について，設備や図面を確定する前にあらかじめ旭川市保健所（衛生検査課食品保健係）に相談し，その指導に従うこと。

カ 施設を利用する保護者はもとより地域との信頼関係を築けるよう，分かりやすく誠意をもって地域住民，町会関係者等の方々へ説明を行うこと。

キ 保育従事者の研修計画や，園に通う子どもへの指導計画等，保育の質の確保及び向上に向けた取り組みを現に実施していること。

ク 事業の計画変更（図面等）は，国庫補助を受ける観点から認められないため，基本設計の際はその点を留意し進めること。

ケ 整備後5年間は利用定員の変更を行ってはならない。

コ 乳児用設備として，調乳の設備を設けること。原則，調理室とは別個に設けると。

サ 乳児用設備として，沐浴設備を設けること。

シ 職員専用の便所を設置すること。また，調理員用は別に設置すること。

- ス 2歳以上児が使用可能な便器及び手洗い場を備えた便所を設けること。便器の数の目安は、2歳以上児10人当たり1個とする。便器の間には仕切りを設けること。
- セ 2歳未満児の使用が可能な便器及び手洗い場を備えた便所を設置すること。沐浴室等と同一のスペースでも可とする。また、汚物処理設備を設けること。
- ソ 保育室等を2階以上に設ける場合は、市が定める条例に従うことはもとより、保育室等、廊下、便所、テラス等乳幼児が通行、出入りする場所には乳幼児の転落を防止するためのネット、柵等を設け、又は窓の開閉を乳幼児が行なえないようにする等の設備が必要である。また、階段については、乳幼児が1人で昇降しないよう降り口に乳幼児が開閉できない柵を設ける等、乳幼児の転落防止に十分留意すること。
- タ 供用開始日までに、保育士配置基準の必要数を確保するのはもとより、保育の質の向上に繋がるよう、余裕のある職員配置となるように準備に努めること。
- チ バリアフリー等の設計を行う際は、「旭川市バリアフリー基本構想」及び「旭川市バリアフリー特定事業計画」を参考とすること。
- ツ 室内空气中化学物質測定検査のスケジュールを考慮した施工計画を行うこと。
- テ 整備区域に家庭的保育事業所等がある場合は、連携施設になるように努めること。

8 保育所等整備のスケジュール（予定であり、変更となる場合がある。）

新園舎の供用開始を令和6年4月1日とする。

令和4年 8月2日（火）事前協議書提出期限

令和4年11月2日（水）整備計画書提出期限

令和4年12月上旬 旭川市子ども・子育て審議会児童福祉施設等整備部会での
審査

令和5年 2月 市議会へ予算案の提出

令和5年 3月末 予算案の議決、事業者へ報告

令和5年 4月 内示申請（市→国）、内示承認（国→市）、事業着手

令和6年 2月下旬 園舎完成、変更認可・確認申請

令和6年 3月上旬 既存園舎解体（年度内完了）

9 応募方法

提出期限までに事前協議書（別紙1）を持参すること。なお、提出先は「9 提出先等」のとおりとする。

（1）提出期限 令和4年8月2日（火）17時まで 【期限厳守】

（2）提出部数 正本1部，副本2部

（3）注意事項

「事前協議書」の提出がない場合、「整備計画書」の提出はできないため、整備計画を予定する事業者は必ず提出すること。

（4）応募の辞退

「事前協議書」の提出後に応募を辞退する場合は、辞退理由を記載した書面（様式は任意）にて申し出ること。

10 事前協議書提出先等

書類の提出先及び問合せ先

〒070-8525 旭川市7条通10丁目 旭川市役所第二庁舎5階

旭川市子育て支援部こども育成課こども育成係

電話：0166-25-9844 FAX：0166-26-5722

（1）その他、本要項以外で特に必要がある事項については、別に市長が定める。

（2）応募後に募集要件を満たさなくなった場合（又は満たしていないと市長が判断した場合）については、応募を無効とする。

11 整備計画書の提出書類について

提出する書類は「認可保育所等整備計画書」（以下「整備計画書」という。）とし、別紙2「令和5年度 認可保育所等整備計画書に係る提出書類一覧」のとおりとする。

なお、整備計画の作成に当たっては、「整備要項」の内容を十分確認すること。

12 審査方法等

審査方法等の概要については、次のとおりであるため、整備計画の参考にすること。保育所等整備事業者の選定に当たっては、提出された「整備計画書」及びそれに

関する添付書類を次の審査項目・基準（配点）に基づき、旭川市子ども・子育て審議会児童福祉施設等整備部会において書類審査を行う。

なお、審査項目の基準（配点）の詳細は別紙3「審査基準」のとおり。

ア 施設の老朽度及び整備区分 70点 / 150点

イ 医療的ケア児や特別支援保育の
受入の充実 20点 / 150点

ウ 保育環境の改善・向上 60点 / 150点

(2) 予算措置 (1)の審査結果を基に、旭川市が決定する。

(3) 審査基準の留意事項

旭川市の既存施設及び既存事業の状況を鑑み、次に該当する整備計画が優先的になるよう審査基準を設けている。

ア 老朽化の著しい施設の全面的又は一部改築整備

イ 医療的ケア児や特別支援保育の受入の充実を図る整備計画

(4) 審査結果については、非公表とする。

13 提出期限及び提出先等について

提出期限までに「整備計画書」を持参すること。

(1) 整備計画書

ア 提出期限 令和4年11月2日（火）17時まで 【期限厳守】

イ 提出部数 正本1部、副本9部（全10部）

ウ 提出に当たっての注意事項

(ア) A4のフラットファイルに綴じて提出すること。（調製方法は別紙4「令和4年度 認可保育所等整備計画書 調製方法」を参照。）

(イ) 各種資料はA4（図面及びA4では判読できない書類についてはA3）サイズとすること。

(ウ) 市が必要と認める場合は追加書類の提出を求める場合がある。

(エ) 提出に当たって必要となる費用は、全て応募者の負担とする。

(オ) 提出後は、書類の修正、変更及び返却は一切応じないため、提出について慎重に行うこと。ただし、簡易な修正が必要と本市が認める場合には、修正を依

頼する場合がある。

(カ)「事前協議書」及び「整備計画書」の提出後に応募を辞退する場合は、辞退理由を記載した書面（様式は任意）にて申し出ること。

(2) 書類の提出先及び問合せ先

10 事前協議書提出先等の記載に同じ

14 施設整備補助金に係る留意事項について

(1) 以下のものは、本事業において補助対象外経費となるので留意すること。

(ア) 整地に係る費用

(イ) 樹木・フェンス・園庭遊具の撤去（移設）

(ウ) 地質調査費

(エ) 家庭用の家電

(オ) 移設に係る業務

(カ) 地鎮祭費

(キ) 契約印紙

(ク) 取り外しや動かすことができる備品

(2) 資源有効活用整備における補助金の加算については、補助しないものとする。

(3) 放課後児童クラブの加算については補助を行わないこととする。